

論文審査の基本方針

2022年4月1日 策定
一般社団法人 日本ねじ研究協会 研究委員会 論文集編集委員会

1. 審査の目的

投稿された原稿が、審査の基準に照らして掲載可能か否かを判断するのが審査の目的です。

2. 審査の方法

事務局を通じて受け付けた投稿原稿に対して、編集委員会が査読者2名を選定し、原稿の評価を行います。ただし、総説原稿に対しては査読者1名を選定します。査読者は非公表、また査読者は著者と直接連絡をとらないこととします。査読者は査読結果をまとめ、編集委員会に報告します。編集委員会は、査読者2名と自らの意見を取りまとめ、著者に審査結果を報告します。なお、査読者の意見や判断が分かれた場合には、編集委員会がこれらの調整を行うことや、さらに査読者を追加して審査を行うことがあります。

3. 審査基準

投稿原稿は、次の7項目に照らして審査され、掲載の可否が判定されます。研究論文には、(1)から(5)が、総説には(6)、(7)が適用されます。

- (1) 新規性：原稿の内容が、公知、既発表、または既知のことから容易に導き得るものでないこと。
- (2) 論理性：論旨の展開が明快で、記述も簡潔明瞭であること。
- (3) 信頼性：結論等が信頼するに足る根拠で示されていること。
- (4) 有効性：原稿の内容がねじ関連の技術開発や実用化に役立つこと。
- (5) 普遍性：得られた結論等が、時や場所を越えて適用可能であること。または、普遍性について考察されていること。
- (6) 網羅性：自分の研究紹介に偏ることなく、研究が広く紹介されていること。
- (7) 今日性：最近の研究の流れが的確に紹介されていること。

4. 審査の判定と原稿の修正

原稿は、上記の基準に照らして総合的に審査され、次のいずれかに判定されます。

- (1) このまま掲載可。
- (2) 指摘の点を検討のうえ、書き改めれば掲載可。
- (3) 著者が訂正したのち、もう一度査読者がみる必要あり。
- (4) 却下した方がよい。

査読者が(2)および(3)と判定した場合、審査は継続になり、著者は査読者の指摘事項に沿って修正原稿を提出し、再審査を受けることとなります。なお、(2)の判定の場合、著者は、原則、

重要な内容の修正を行わないこととします。

査読者2名が(1)と判定した場合、総説において査読者1名が(1)と判定した場合、審査は終了し、掲載可となります。

査読者2名が(4)と判定した場合、審査は終了し、却下となります。

査読者1名のみが(4)を判定した場合、あるいは、総説において査読者1名が(4)と判定した場合、新たな査読者による審査を行い、その査読者も(4)と判定した場合、審査は終了し、却下となります。